(解体事業者様用・整備業者様用) <ハイブリッド車用>

ニッケル水素バッテリ引取り依頼票 兼 約款合意書

本票に所定事項を記入いただき、ホンダバッテリ回収窓口宛にFAXもしくはメールを送付して下さい。『ニッケル水素バッテリ売却にかかる約款』を必ずお読み下さい。『引取り依頼票』を送付いただいた時点で、約款にご同意いただいたものとさせていただきます。Hondaが委託する運送会社がニッケル水素バッテリのお引取りに参ります。

依頼先	ホンダバッテリ回収窓口行
	FAX: 0 1 2 0 - 9 1 8 5 6 1 Eメール: HT_Material@hondatrading.net
管理No.	

はい

いいえ

意いただいたものと ます。	させていただき	ます。Hondaが委託する運送会	社がニッケル水素バッテ	りのお引取りに参り		
	住所 〒				ご依頼日	
依頼会社名	会社名		定休日	_ ~	手 月 日 免税事業者の場合は記載不要です。	
	五江石		ご支店名	是你自	T	70707-X-107-30-10400-40 T X C 7 6
担当者名		様	TEL		FAX	
Eメールアドレス					@	
◆引取り依頼の前に ニッケル水素バッテリは「駆動用バッテリ回収マニュアル」および「駆動用バッテリ取り外しマニュアル」に従って車両から取り外後、絶縁処理を行ってください。取り外し後の保管は、雨濡れ厳禁です。尚、マニュアルはHondaのホームページよりダウンドできます。 URL: http://www.honda.co.jp/auto-recycle/recycle_07.html ◆引取りバッテリの車両情報						
車種名		型式		フレ・	ームNo.	
Ni-MH			↓ ×素バッテリ(Ni-M	IH)	-左記バッテリで間	間違いありません ※ <mark>2</mark>
廃棄が発生し	た埋由	1. 廃車からの取外し	2. その他()
		1. 搭載されていた車両(は水没車ではない		はい	いいえ
		2. 搭載されていた車両(は火災車ではない		はい	いいえ
ニッケル水表バッテリ木体の		3. バッテリに損傷はない		はい	いいえ	
		4. バッテリは発熱していた	ない(熱くなく、常温	lである)	(はい	いいえ
(「はい」・「いいゑ		5. バッテリは水に濡れて	いない	(はい	いいえ	
どちらかにチェック して下さい)	ワ√を	6. バッテリから液漏れはる	おきていない	はい	いいえ	
		7. 回収マニュアルに従っ	た絶縁処理を行った	:	(はい	いいえ
		8. 梱包後のバッテリは雨	j水などで濡れない場	新に保管している	はい	いいえ

※1:チェック欄が「いいえ」また空白の場合、本票では引き取り依頼できませんので、下記のフリーダイヤルにお問い合わせ下さい。

※2:引取依頼表記載の車両情報と、回収時の荷物が相違している場合は引き取りをお断りすることがあります。

9. その他(通常と違う、気になる、不明である点)はない

連絡欄	梱包材発送日(ニッケル	水素バッテ	リのみ):	月	日			100/		Ī
<i>></i> -11110	駆動用バッテリ回収日	:	月	日	_	買取額	税込み 2,627円	10% 消費	239円	
	支払い予定日	:	月	日			(消費税率10%) 税額			

◆銀行口座情報について 駆動用バッテリの買い取り費用をお支払いしますので、振込口座情報をご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 口座名義 (カタカナでご記入ください)
銀行 金庫	支店	当座	
信組	支店コード	普通	

ニッケル水素バッテリ売却にかかる約款

駆動用バッテリ引取り依頼票(以下、「引取り依頼票」という。)記載の売主は、買主本田技研工業株式会社(以下、「乙」という。)と、次に定める条件(以下、「本約款」という。)に従い、ニッケル水素バッテリの売買を行う。

第1条 (目的)

甲は、乙が販売する製品に搭載される駆動用ニッケル水素 バッテリ等のうち、第2条で定める引取り依頼票に記載された もの(以下、「本物件」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

第2条(売買契約)

- 1. 甲は、乙指定の引取り依頼票を、ファクシミリその他乙が定める方法(電子データを電子メールにより送付する方法を含む)により、乙に送付することにより、本物件の売買を申し込む。この送付をもって、甲は本約款が取引内容となることに同意したものとみなす。甲は、引取り依頼票に本物件の品名、仕様、数量及び引渡場所その他必要な事項を記載する。
- 2. 乙は、引取り依頼票の受領後、乙の5営業日以内に、乙又は別途乙が指定する者をして、前項の申込みに対する諾否を、当該引取り依頼票に記載し、これを返送することにより甲に通知する。なお、乙は、引取り依頼票の内容を適宜修正することができるものとし、その場合、乙は当該修正の内容を、速やかに甲に通知する。
- 3. 前項の定めに従い、乙が、第1項の申込みを承諾する旨を 記載した引取り依頼票を返送した場合、当該返送の時点を もって、本物件に係る甲乙間の売買契約(以下、「売買契約」と いう。)が成立したものとみなす。

第3条 (売買代金)

- 1. 甲が乙に売渡す本物件の売買代金(以下、売買代金という。)は、別に定める単価に基づく。
- 2. 乙は、第4条に定める本物件の引渡し完了日の属する月の 翌月末日までに、本物件の売買代金及びこれに係る消費税 等相当額の合計額を、別途甲の定める甲の銀行口座に振り 込む方法により甲に支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (引渡し)

- 1. 甲は、乙又は乙が指定する者に対し、引取り依頼票に定める引渡日に、甲の事業所にて本物件を引渡す。
- 2. 乙は、前項による引渡しの後、遅滞なく引渡場所において 甲の立会いのもとに、別途乙が定める基準により、これを検収 する。
- 3. 前項の検収完了をもって、甲から乙への本物件の引渡し完了とする。
- 4. 甲は、第1項に定める引渡しの時点で、本物件が甲の所有 物であることを保証する。

第5条 (所有権の移転及び危険負担)

- 1. 本物件の所有権は、本物件の引渡し完了時点で甲より乙 に移転する。
- 2. 本物件の引渡し完了までに生じた本物件の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き、甲の負担とする。

第6条 (秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、本約款又は売買契約の履行につき知りえた相手方の営業上、技術上の全ての情報を秘密として保持しなければならず、かつ、事前の相手方の書面による承諾なしに、これらを第三者へ開示し、漏洩し、又は本約款又は売買契約の履行以外の目的に利用してはならない。ただし、次の各号に定める情報は、この限りでない。
- (1)相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの
- (2)相手方から開示を受ける前に既に自己が所有していたもの
- (3)相手方から開示を受けた後に自己の責によらず公知となったもの
- (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの
- 2. 甲は、甲の役員、従業員その他甲が使用する者にも前項 の義務を遵守させ、退職後においても当該義務を遵守させる よう必要な措置をとる。

第7条(反社会的勢力等の排除)

1. 甲及び乙は、本約款に基づく取引開始時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者(甲又は乙が自然人である場合は、自身)が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ特来にわたっても該当しないことを約する。

- 2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本約款に関して 次の行為をしないことを約する。
- (1)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用 を毀損する行為

第8条 (売買契約の解除)

- 1. 甲及び乙は、相手方が本約款又は売買契約上の債務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行を催告のうえ売買契約を解除することができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に第7条第 1項の規定に反する事実があった場合又は相手方が第7条第 2項の規定に違反した行為を行った場合には、相手方に対し て損害の賠償を請求することができ、かつ、なんら催告をする ことなく、直ちに売買契約を解除することができる。
- 3. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、売買契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、 当該損害を賠償する責を負わない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、甲に次の各号に当たる事態が 生じた場合には、乙は、売買契約の全部又は一部を予告なく 直ちに解除できる。
- (1)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、 その他これらに類する法的倒産手続の申立があったとき、あ るいは解散又は合併の決議をしたとき
- (3)手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処 分を受けたとき
- (4)本約款に定める義務又は売買契約の遂行上重要な財産 に対して差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分 等がなされたとき
- (5)前各号に掲げるほか、甲の責に帰すべき事由により売買 契約を継続しがたい事態が発生したとき

第9条(本約款の変更)

- 1. 乙は、甲に事前に通知することなく、本約款の内容を変更することができる。
- 2. 前項により本約款の内容を変更したときは、乙は、甲に対して当該内容を速やかに通知する。

第10条(権利義務の移転禁止)

甲は、事前の書面による乙の承諾を得た場合を除き、本約款 又は売買契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第 三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第11条(損害賠償)

甲及び乙は、本約款又は売買契約の履行につき、相手方の 責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、相手方に対 し、その損害の賠償を請求することができる。

第12条(期間)

- 1. 売買契約の有効期間は、売買契約の締結日から乙による 売買代金の支払完了日までとする。
- 2. 売買契約が解約、解除、その他の理由により終了した場合であっても、第4条(引渡し)第4項、第6条(秘密保持)、第8条(解除)第2項及び第3項、第9条(本約款の変更)、第10条(権利義務の移転禁止)、第11条(損害賠償)、本条第2項及び第3条(裁判管轄)の規定は、本契約終了後も引続き有効に存続する。

第13条(裁判管轄)

本約款又は売買契約に関する訴訟の第一審専属的合意管轄 裁判所は、東京地方裁判所とする。

第14条(協議事項)

本約款又は売買契約に定めのない事項及び本約款又は売買 契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙協議の うえ解決する。